

平成21年度第3回二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成22年2月10日(水)、午後2時～午後4時

場 所 二宮町役場2階、第1会議室

出席者 小澤宜男会長、古澤正平副会長、二見泰弘委員、脇直一委員、外丸勝美委員、片桐佳典委員、深見直美委員、田沼耕一委員、岩倉正枝委員、宮本由美子委員、上田有司委員
町長、都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事

傍聴者 1名

1. 開 会(課長)

2. 町長あいさつ

下水道は順調に延びており整備率は、76%という数字までできました。県内町村の平均をちょっと上回るぐらいになっており、これから順調にいくと思います。

町では、市街化調整区域の方から受益者分担金を今までいただいていたということについて、これから皆さんにご審議してもらい、ご負担いただきたいということです。今後、調整区域に入って行く時に、果たしてそれが費用対効果ということで、いいかということも町の方向性として議論しなくてはいけないと思います。それは、別の機会にやりたいと思います。調整区域の方の中にも既に接続している人もいるということで、その方々からもご負担いただけないものかということをご審議してもらいたい。それで会長の方に諮問ということでお願いしたいと思います。

3. 二宮町下水道事業受益者分担金について(諮問)

町長が諮問書を読み上げ会長へ渡す。

[町長退室]

4. 会長あいさつ

今、町長より調整区域の分担金の諮問がございました。これまで、若干の説明は事務局より受けてまいりましたが、今日から本格的に審議に入りたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

会 長 ①受益者分担金の基本的な考え方、資料1の説明をお願いします。

事務局 受益者分担金算定については、県下の分担金を徴収している市町では下水道財政研究会(1次から5次)の受益者負担金についての提言による末端管渠整備費の1/3～1/5の負担率を基準に採用し、各自治体の実情に合わせ検討し決定しているところが多い。二宮町におきましても、末端管渠整備費の1/3～1/5を基準にした求め方をしていきたい。

分担金の徴収時期及び方法については、徴収年数は受益者負担金の納付が3年で行われることから、町民の負担軽減及び受益者負担金との均衡を保つ

ためにも、市街化区域で採用している3年12期に分割し徴収する方法で検討したい。

一括納付報奨金は、一括で納めていただいた方に報奨金を交付しておりますので、それについても受益者負担金と同じ扱いでよいか検討する。

徴収猶予の基準については、下水道の使用できる土地、宅地に賦課させていただくのが原則です。田んぼや畑などが宅地になるまで一定期間の猶予の基準について定めております。それについても受益者負担金と均衡を保つこととする。

減免基準については、公共性の高い土地や生活困窮者の土地などの減免についても、受益者負担金と均衡を保つ方向で考えたい。

督促及び延滞金については、受益者負担金と均衡を保つこととする。受益者負担金では督促の後、国税滞納処分の例により14.5%の範囲で延滞金をいただくことで検討する。

以上、受益者分担金に必要な制度5項目ですけれども基本的な考え方としましては、市街化区域、調整区域の違いはありますが、同じ下水道事業でありますので、先にあります受益者負担金制度、下水道受益者負担金条例に沿う形で分担金制度を考えていただきたいと思います。

「意見・質疑」

委員 負担金と分担金との違いは何か。末端管渠整備費の範囲というのは、どこかで区切って末端管渠整備費はこれだけだと決めるのですか。どういう範囲なのか。

事務局 受益者負担金と受益者分担金の違いについては、負担金については都市計画法75条の規定により、受益者分担金については、地方自治法224条の規定により賦課できるということで違います。

末端管渠整備費の範囲の大本となる整備費は、あくまで見込みになりますが、市街化調整区域に係る枝線の末端管渠の整備費用を基に考えています。当初、始めた時から今日までの枝線工事の累計を全部出しています。それは資料①で説明させていただきます。

会長 単位分担金額の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受益者負担金の算定根拠については、総務省が所管しております下水道財政研究会の提言を基に算出したものです。提言によりますと、末端管渠整備費の相当額を目処することが適当である。賦課額は相当額の1/3ないし1/5程度とするということとされておりまして、二宮町では、その提言を参考に平成11年度に供用を開始したJR東海道線の南側の地域120haを負担区としました。

整備相当額につきましては、平成3年度から平成13年度までの末端管渠の整備費50億2720万円、その内、国や県からの補助金額を除いた35億9815万円が末端管渠の工事費となります。全体の事業面積は120haですが、そこに

受益者負担金の賦課ができない道路とか川とか公の施設を除いた面積が80 ha でした。35 億 9815 万円を80 ha で割り出した金額が表の右側の下のほうに4,498 円とあります。その4,498 円が1㎡当たりの単価ということです。国からの提言1/3、1/5にした値を下段に書いてあります。1,499 円、900 円という数字です。これをベースに審議会に審議していただき、全国的な数字よりも高いため、負担していただくのは大変だということで、全国平均の値に近づけるといって450 円に、率にして1/10 になり、今の受益者負担金が決まっております。

受益者負担金算出については、第1案の末端管渠整備費は、市街化区域における平成3年度から平成20年度までの枝線工事費、これがトータルで71 億6273 万5000 円を平成20年度末までの整備済面積、現在は322 ha 整備が済んでおります。この322 ha の中には区画整理で整備された面積53.5 ha も含まれています。その分の面積を引くと、261.5 ha となります。71 億6273 万5000 円を261.5 ha で割った数字が市街化区域における1ha 当たりの整備費用2739 万956 円となります。これに今後、分担金を賦課する市街化調整区域の整備予定面積、今現在の計画で94ha ございます。94ha を乗じた金額が25 億7474 万9864 円、これが見込みですが市街化調整区域94ha に係る整備費用、末端管渠整備費と設定させていただいております。

受益者負担金の算出のときもそうだったのですが、国や県の補助金を除いた数字を求めていますので、今の25 億7474 万9864 円に64%、この64%というのは平成3年度から20年度までの枝線工事費に対する町の単独費45 億9000 万ほどあるのですが、比率で64%にさせていただいております。今後、64%ほどの町の費用が掛かるであろうということで、全体事業費に64%掛けて16 億4783 万9912 円という数値を算出しました。

続いて、賦課の対象面積ですが、受益者負担金と同じように94 ha、全てが賦課対象となる土地ではありませんので、その賦課できない面積、率にして25%分を除いて賦課対象面積としております。実際25%分はどのくらいかという、赤く塗ってある部分が道路と川になるのですけど、それを除いて面積を算出しますと、70 ha ほどになります。70 ha を全体の94 ha で割ると、およそ75%になるということで、対象面積を全体から75%かけて算出させていただきました。それが70.5 ha、先ほどの整備費16 億4783 万9912 円から賦課対象面積の705,000 ㎡を割った数字が2,337 円です。以上が第1案でございます。

第2案につきましては、市街化区域における1ha 当たりの整備単価2739 万956 円/ha は第1案と同じように算出しております。ただ、市街化区域と市街化調整区域との整備におきまして、面積当たりの整備延長、管渠の整備延長が違うことに着目しまして第2案を作っております。下水道の管渠につきましては、基本的には道路に埋設することが前提ですので、道路の数が少ないほど管渠の整備

延長が少ないということで、1ha 当たりの整備延長もトータルすれば市街化区域よりも調整区域の方が少ないであろうというところで考えたものです。数値的なものを具体的に申し上げますと、市街化区域の整備面積、全体ですが380.8 ha ございます。その内、管渠の整備延長というものは 90,453m、整備していないところ含めてですが、全体で 90,453mになる予定です。市街化調整区域につきましては、整備面積が94 ha ですが、その内、管渠延長が 19,515mとなります。これは1ha 当たりの管渠延長ということで換算しますと、市街化区域につきましては1ha 当たり 237.5m、一方、調整区域では 207.4m、調整区域の方が1ha 当たりの整備延長が少ないこととなります。市街化区域と市街化調整区域、市街化区域を100とした場合、調整区域ではどのくらいの比率になるかというところ87.3%という形になりますので、最初に戻りますが1ha 当たりの整備単価 2739 万 956 円/ha に87%を掛けまして 2383 万 131 円/ha の整備単価としまして計算をしています。

市街化調整区域内整備費につきましては $2383 \text{ 万 } 131 \text{ 円} / \text{ha} \times 94 \text{ ha} = 22 \text{ 億 } 4003 \text{ 万 } 2314 \text{ 円}$ 。これが末端管渠の整備費になります。その内、町の単独費、1案と同じ割合を用いまして $22 \text{ 億 } 4003 \text{ 万 } 2314 \text{ 円} \times 64\%$ で 14 億 3362 万 680 円となります。これを賦課対象面積、これも1案と同じです。70.5ha、705,000 m²で割りますと 2,033 円になりまして、1m²当たりの末端管渠整備費相当額として設定させていただきました。

最後に第3案になりますが、第3案につきましては、今までの1案、2案につきましては面積をベースに計算をしてみました。第3案につきましては、延長をベースに算出してみました。工事費については、1案と2案と同じ、平成3年度から平成20年度までの工事において掛かった費用を基に算出しておりますが、市街化調整区域の工事につきましては、二宮の公共下水道の最上流部分になるところがほとんどですので、最小口径である200mm の管より大きな管を使わないであろうという考えの基に、平成3年度から平成20年度までの工事の内、直径20cm の管渠、又は開削工法、直接道路を掘って行う一般的な工法の工事を抽出しまして、平均的な1m当たりの工事単価を算出してみました。それが1m当たりの単価として、101,806 円になるのですが、計算上は10万円とさせていただいております。市街化調整区域の整備延長ですが、先ほどの第2案でもお話ししたのですが、全体で 19,515mを予定しております。先ほどの整備単価に 19,515mを掛けまして、全体の整備費が 19 億 5150 万円になります。その内、単独費が 14 億 2225 万 9000 円、賦課対象面積につきましては、1案、2案同様です。14 億 2225 万 9000 円を 705,000 m²で割った数字、1m²当たりの末端管渠整備費相当額は 2,017 円に設定させていただきました。

以上が各案の算出方法と算出結果でございます。また、1m²当たりの末端管渠整備費相当額に各々1/3、1/5、それと、現在の受益者負担金の1/10を乗じ

た数字を最下段に表記しております。

「意見・質疑」

委員 負担金のときには、町単独費は出てこなかった。町単独費だけで算出しているのですか。負担金は町単独費でやったのではなく、全体の末端管渠整備費でやっているはずなのですよ、だからでかいのではないか。

事務局 基本的には同じです。町単独費と書いてあるのですが、起債も何も含めていません。

委員 町単独費の意味って何ですか。

事務局 国の特定財源、国庫補助金や県費を除いた部分を町単独費といいます。

委員 幹線も含めた整備ということですか。

事務局 幹線は入っていません。

委員 幹線入っていないで末端じゃないのですか。

事務局 受益者負担金を算定しているときも幹線管渠を除いた部分の各家庭を迎えにしている枝線工事、そのトータルを出しています。今回もそのやり方です。

委員 算出方法のところを読むと、市街化区域における平成3年度から平成20年度までの枝線工事費を基にと書いてありますが、71億6273万5000円は末端管渠の整備費で幹線は入ってない。負担金の場合、この枝線を整備した1㎡の単価を出している訳です。これは町単独費を対象にしている訳ですか。

事務局 そうではありません。71億6273万5000円は枝線工事全部です。

委員 うち単独費とは何ですか。

事務局 71億6273万5000円から先ほど言いました国の補助金、県の補助金を除いた残りの部分がうち単独費です。

委員 負担金の場合には国や県の補助の金額も入っているのでは。

事務局 抜いて計算しております。一番右側にも書いてあります。算定に係る条件というところで、事業費が50億2720万円、これが第1案でいう71億6200万円と同じ位置になるものです。負担金につきましては、具体的に算出されておりますので、そのままの数字を使わせていただいています。

委員 町負担金というので64%、この1/3、1/5、1/10を64%で割ってみると、まだ高くなります。初めて出てきたものですね。

事務局 負担金の出し方みたいなやり方であればご理解いただけますか。受益者負担金の出し方もこのように出しています。トータルの総事業費から補助金を除いたものです。特別な財源は除いています。それで450円は出てきています。

会長 休憩します。

会長 再会をいたします。次の資料2の②から⑤の説明をお願いします。

事務局 分担金の支払方法、回数については、受益者負担金は、3年間12期に分割してお支払いいただいております。

秦野、平塚、中井の受益者負担金及び受益者分担金は条例化しております。徴収方法は、分担金も負担金も両方とも3年間12期に分割となっております。

受益者負担金については、3年ないし5年に分割して行うことが適当という国からの通達を受け、各市町村で、納期を設定するうえで3年間に分割してというのが比較的多いという状況となっております。

一括納付報奨金制度については、二宮町では受益者負担金条例の施行規則では、全額をいっぺんに支払う、若しくは一部分を一度にまとめてお支払いいただくというような場合に、3年分を1度に納めていただく場合には10%、2年分をまとめてということであれば7%、3年に分割するうちの当該年度、1年分ということであれば4%、こちらを報奨金として割り引いています。受益者負担金と分担金で一括納付の報奨金の率は同じ条件のお支払いであれば、同じ率を割り引くというようにしたいと思います。

資料③、徴収猶予の基準については、受益者負担金では、ある一定の条件において本来お支払いいただくべき受益者負担金をその条件に即している場合、支払いをある一定期間猶予しますという制度がございます。それが負担金条例の第10条の中に徴収猶予は1号から4号の場合に規定されております。例えば、第1号では田んぼや畑のような土地、第2号では相続等に伴って、若しくは所有権の係争地の場合が該当します。第3号というのは、災害が起きたというような場合はこちらの第3号に該当するもので猶予ということを規定で設けることができるとなっております。それから第4号というのは、それ以外の不測の事態があった場合にということで規定となっております。

同じ自治体の中では負担金と分担金の徴収猶予に対する規定は負担金と分担金で分けていない。同じような条件であれば、同じような制度の適用というような形となっております。以上が徴収猶予についての説明です。

資料④減免基準については、まず訂正をお願いします。受益者分担金免除基準と書いてありますが、減免基準となりますので訂正をお願いします。

受益者分担金減免対象につきましては、負担金と同じように次のような土地が考えられております。①公共性の高い土地、②生活困窮者の土地、③その他町長が特に認める土地ということで、このうち国有地等については昭和40年の建設省の通達があります。他市町村の場合にも負担金と分担金の減免率は同じとなっております。以上でございます。

続きまして、資料⑤督促及び延滞金については、受益者分担金の取扱いについても、負担金と同じく、納期内に納付されなかったときは督促後14.5%の範囲で延滞金をいただくことにしたいと思っております。14.5%ですけれども、都市計画法75条がありまして、4項の中に前項の場合において、国等は政令、都道府県又は市町村にあっては条例に定めるところにより年14.5%の割合を超えない

範囲で延滞金を徴収することができる。

二宮町下水道受益者負担金条例ということで、延滞金、滞納処分について示させていただいております。そのような形で分担金においても督促と延滞金についての制度を設けたらどうかと考えております。以上でございます。

会 長 資料②から⑤まで説明していただきましたけれど、質問がありましたらお願いします。いずれにしても、土地猶予、減免については、分担金も負担金も同じでいきたいとのごとでございます。では、議題(1)二宮町下水道事業受益者分担金については、質疑を終了します。(2)平成22年度二宮公共下水道事業計画について、資料3の説明をお願いします。

事務局 平成元年に認可を受けた区域、JR 東海道線より南の地域、120ha。平成10年に認可を受けた拡大区域、ラディアンの部分、7.69ha。平成13年認可の拡大区域、二宮・富士見が丘・中里・百合が丘・一色、201.61ha。平成18年認可の拡大区域(緑色)、74.5ha。

今現在は4地区トータルで403.79ha で事業認可を受けて下水道の整備を進めている。山西幹線、吾妻山左手側、この部分を除き概ね幹線整備は済んでいます。

平成21年4月供用開始して現在使用できる区域(黒色部)322ha、今年度、平成21年度に整備している区域(赤色部)17haです。

平成22年度の工事予定区域(青色部)は、百合が丘・中里・二宮(北新道)を予定しており、面積にして13.1ha になります。平成22年度まで整備が終わると全体で352.1ha が整備済になり、認可区域の面積404ha に対する整備率として87.2%が整備済ということになります。

平成20年度から百合が丘地区の整備を進めているところですが、さらに普及促進を図るために、認可を受けている百合が丘地区で百合が丘1丁目地区、小田原厚木道路から南側の部分、百合が丘1丁目につきましては、今現在調査がされていないので、平成22年度に用地調査、地形測量、それと具体的に管渠を埋設するための実施設計、それに関連する地質調査を行う予定でございます。

また、柏木地区、保健センター、元町北防災コミュニティセンターという施設の周辺になるのですが、こちらに大雨が降ると冠水する所があるということで昨年度基本設計を出しまして、来年度詳細設計を行う予定でございます。以上が来年度の委託業務についてです。

次に工事の説明を行いたいと思います。6ページをご覧ください。百合が丘地区、百合が丘の3丁目地区になりまして、一色小学校の北側より小田原との行政境付近までの地区一帯を来年度整備する予定でございます。

この赤色で着色している部分より右側に関しては、一部を除きまして、今年度、平成21年度で整備しているところで、引き続き同地区の整備を進めていくもので

ございます。

続きまして、下の段、7ページになりますが、こちらも百合が丘地区になります。左右に地図が書いてありますが、左側が百合が丘2丁目、右側が百合が丘3丁目です。21年度工事をしているところに隣接しているんですが、抜けていた部分、今年度やりきれなかった部分を合わせて来年度整備する予定でございます。

次の8ページにつきましては、二宮の北新道地区、先ほど雨水の実施設計を予定している地区と同地区になりますが、県道秦野二宮線から桜美園までいく道路の途中になります。

平成20年度、平成21年度につきましても同地区の整備を行っております。左下に小さい四角があるのですが、こちらに関しては私道でございます。平成21年度中に私道申請が出たものに対して対応するものでございます。

続きまして、9ページ、北新道、中里地区とタイトルがふつてございますが、旧県道をメインに大応寺というお寺が最下流となりまして、それから旧県道内の汚水管の整備になります。左上にも少し四角があるのですが、これについても私道でございます。今年度申請があったものを対応するものでございます。以上が平成22年度に予定しております工事箇所の説明です。

下水道の整備による水質改善効果ということですが、梅沢川の美浜橋、一番海に近いところになります。右側が下浜橋、二宮と大磯の行政境にある橋の部分で測定した結果を表示させていただいております。ここ数年は数値的には変化はない状況ですが、10年前、供用開始した頃と比べると相当数値が下がってきて、環境的には良くなっているというものを表しています。以上でございます。

会 長 (2)平成22年度二宮公共下水道事業計画につきまして何かありましたら。よろしいですか。特に無いようですので、(2)平成22年度二宮公共下水道事業計画についての質疑を終了いたします。その次、(3)その他についてお願いします。

事務局 2点ほどございます。まず1点目でございますけど、委員さん方の任期について、ご確認させていただきましたが、全員の方より留任のご了解が得られましたので、再任ということで来年度もよろしく申し上げます。2点目としまして、22年度は4回の審議会を開いて、引き続き分担金の審議をお願いしたいと思っております。次回の開催日をできれば5月中旬くらいに開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 皆さんに事務局から報告がありましたように引き続き22年度からの2年間、皆さんと一緒に下水道審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上をもちまして、今日の審議会を終了したいと思います。どうも有り難うございました。